

議案第112号

備前市個人情報保護法施行条例の制定について

備前市個人情報保護法施行条例を次のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市個人情報保護法施行条例

備前市個人情報保護条例(平成17年備前市条例第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営事業管理者並びに財産区をいう。以下同じ。)は、新たに個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、次に掲げる事項を、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、個人情報の取扱いが定型化していない一時的な個人情報取扱事務で、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び担当部署
- (2) 個人情報の収集目的

- (3) 個人情報の収集対象者の範囲
  - (4) 個人情報の記録項目
  - (5) 個人情報の収集先
  - (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
  - (7) 電子計算機処理を行うときは、その旨
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止した日以後において、当該届出をすることができる。
  - 4 実施機関は、個人情報取扱事務の目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
  - 5 前各項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報取扱事務については、適用しない。

(適正な維持管理)

第4条 実施機関は、個人情報取扱事務の実施に当たっては、個人情報の適正な維持管理を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新のものとする。
  - (2) 個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失等の事故を防止すること。
  - (3) 不要となった個人情報は、速やかに破棄し、又は消去すること。
- 2 実施機関は、前項に規定する維持管理を行うため、個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

(開示情報)

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、備前市情報公開条例(平成17年備前市条例第13号)第7条第2号ウに掲げる情報のうち、公務員の氏名に係る部分(法第78条第1項各号(第2号を除く。)に該当するものを除く。)とする。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

- 2 この条例の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求書の記載事項)

第7条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第8条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第9条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(保有個人情報の開示の際の本人確認)

第10条 保有個人情報の閲覧又は保有個人情報の写しを直接交付する方法により開示を受けようとする者は、法第77条第2項の開示請求に係る保有個人情報の本人であること(法第76条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第11条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第12条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関

等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第13条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、2万1,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 1万2,600円

(審議会への諮問)

第14条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、備前市情報公開条例第23条に規定する備前市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講じる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の備前市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第16条、第20条又は20条の2の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用の停止については、なお従前の例による。